

社会福祉法人湖北会後援会会則

(名称)

第1条 この会は、「社会福祉法人湖北会後援会」という。

(目的)

第2条 この会は、社会福祉法人湖北会（以下、「法人」という。）が経営する諸施設ならびに諸事業の健全かつ積極的な運営に貢献し、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の諸活動を推進する。

1. 法人施設の経営・事業および社会福祉増進のために行う諸サービス事業に対する助成活動
2. 法人（事業）に対するオンブズマン的活動
3. 湖北地域（長浜市・米原市）に在住するしょうがい児（者）への法人の使命と役割に対する啓発活動
4. 湖北地域（長浜市・米原市）に在住するしょうがい児（者）のその社会的活動に関する地域社会への啓発活動
5. 「後援会だより」の発行
6. 会員の拡大
7. その他、目的達成に必要な活動

(組織)

第4条 この会は、次の会員をもって組織する。

1. 個人会員
この会の趣旨に賛同し、年会費として1口1,000円以上を納めて下さる方
2. 団体会員
この会の趣旨に賛同し、年会費として1口5,000円以上を納めて下さる団体
3. 臨時会員
この会の趣旨に賛同し、特別募金を納めて下さる方
4. ボランティア会員
この会の趣旨に賛同し、湖北会の文化的活動・労力的活動に寄与して下さる方、また、日常生活介護のボランティアをして下さる方
法人の将来構想等、検討課題に対して、直接、指導・助言いただける方

(事務局)

第5条 この会の事務局は、滋賀県長浜市富田町431番地5
社会福祉法人湖北会法人本部内に置く。

(事務局の任務)

第6条 事務局は次の任務に当たる。

1. 事務全般
2. 広報誌の発行
3. 会員拡大のための諸手続き

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- ・会 長 1名
- ・副会長 1名
- ・事務局長 1名（法人本部事務より選出）
- ・委 員 若干名

組織部長

事業部長

- ・ 監 事 2 名
- ・ 顧 問 1 名（理事長）

（役員の仕事）

第 8 条 役員は次の仕事に当たる。

1. 会 長 会務の全般を統括する
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する
3. 事務局長 会務の会計を統括する
4. 委 員 会長の指示のもとに企画の立案・審議に当たる
5. 監 事 会計ならびに業務の監査に当たる
6. 顧 問 会長の諮問に応じ、役員会等に出席して意見を述べるができる

（役員を選出）

第 9 条 役員は、会員の中から総会にて選出する。

（役員の任期）

第 10 条 役員の任期は 2 ヶ年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は、ただちに補充しなければならない。但し、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門部会の設置）

第 11 条 この会の効率的な運営を図るため、次の専門部会を置く。

1. 組織部 この会の充実発展と会員拡大のために、主として会員への情報提供・交換活動を行う
2. 事業部 主としてこの会の目的事業の推進と実施活動に当たる

（会議）

第 12 条 この会に次の会議を置く。

1. 総 会 年 1 回、会長が召集・開催する。会長は必要に応じて臨時総会を開催することができる。なお、総会の決議は、出席者の過半数により決定するものとし、可否同数の場合は議長の決するところとする
2. 役員会 必要に応じて会長が召集・開催する

（会計）

第 13 条 この会の経費は、会費収入および寄付金により充当する。

（会計年度）

第 14 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

（法人への助成行為）

第 15 条 この会の会費収入のうち、会務運営に要する経費を除く全額は、第 3 条の定めるところにより、法人に助成するものとする。またこの会に寄せられた寄付金は、寄付者の意思に従い、正しく処理するものとする。

付 則

1. この会則は、総会において出席者の過半数の同意がなければ改正することができない。
2. この会則は、平成 21 年 1 月 1 日をもって施行する。
3. この会則は、平成 24 年 6 月 7 日をもって施行する。
4. この会則は、平成 25 年 10 月 8 日をもって施行する。